

御為替三井組の御用関係帳簿類について(3)

——十人組作成の帳簿・失われた記録——

村
和
明

はじめに

- 一 十人組作成の御為替御用帳簿
 - (一) 江戸十人組の帳簿(「江戸御為替」期)
 - (二) 大坂十人組の帳簿
 - 二 失われた記録について
 - (一) 三井の記録
 - (二) 十人組の記録
- おわりに

はじめに

近世の三井両替店一巻は、江戸幕府の御為替御用をとつとめ、京・大坂両替店に膨大な帳簿・記録を残した。これらの史料は、三井両替店の経営に関する基礎資料であると同時に、ごくわずかしは知られていない江戸幕府の財政史料を補い、上方における幕府の財政上の動向を知ることができるといえる貴重な材料である。

筆者は別稿において、京両替店・大坂両替店で作成されたこの帳簿類を題材に、性格や相互の関係、誤記・訂正などからわかる実務上の記載順序などを検討した。膨大な記録が現存し、全ての記事を検討することはできないので、両店の各種の帳簿類が豊富に現存している寛政四年（一七九二）・五年の二年間を対象とし、その範囲の全ての記事、比較検討するという方法をとった。また、誤記・訂正・注記などの特殊記述について、広い範囲の帳簿からとりあげて、これを補足する試みを行った。⁽³⁾ 本稿は、これをいくつかの点から補うものである。

一つ目は、三井とともに御為替御用を担った存在が作成した史料についてである。御為替御用は三井単独で担ったものではなく、創設期から十人組⁽⁴⁾と分担し、他にも時期によっては上田組や銀座などが加わっていた。三井文庫には、十人組に関連する史料が存在している。三井組と十人組とがともに作成した記録、十人組が作成した記録で、控を三井組が保持しているもの、十人組が作成した記録で、何らかの事情で現物が三井両替店に伝来したもの、に分けることができるが、この中には、御為替御用に関する記録がわずかだが存在している。⁽⁵⁾ 御為替三井組の御用関係記録の関連史料といえ、これを同様の方法によって検討しておく必要があるであろう。

この中には、御為替御用の歴史の上で、非常に特殊な形態がとられた時期の史料が含まれている。御為替御用の基本

は、大坂御金蔵から江戸御金蔵への送金であったが、宝暦一二年(一七六二)閏四月から明和四年(一七六七)にかけては、御為替送金の方向が反転し、江戸から大坂へと送金がなされていた。⁽⁷⁾これは田沼政権による改革で、中井信彦は全国経済の金経済による一元化を狙いとする改革であったと推測しているが、結局あまりうまく行かず、数年で旧来の大坂から江戸への御為替送金に回帰することとなった。この時期に関する記録は、三井両替店作成のものがあまり現存しておらず、貴重な記録であって、前稿を補う一つの材料となる。⁽⁹⁾

本稿では江戸・大坂で十人組が作成した御用関係帳簿について一点ずつとりあげ、書誌学的に検討し、また記事の構成を把握する。

もう一点は、既に失われた史料についてである。帳簿組織や本来の業務の全体像を復元し、現存する史料の性格を明らかにするためには、現存しない帳簿や記録、文書についても考慮に入れる必要がある。京本店を中心に三井の書類の整理保存を論じた鶴岡実枝子は、史料整理の最終的帰結としての目録作成は原秩序の復元であるとし、「失われた文書群の存在を想定しながら構造的把握に努力する」ため整理者に依存する面があり、またどの段階が原秩序とするかは多元的であるが、「三井家の経営の全貌なり推移を辿る指標ともなり得ることを意識して原秩序の再構成に努めなければならぬ」と述べている。⁽¹⁰⁾本稿では、原秩序の復元には至らないが、失われた記録をも含む御用関係記録を概観してみたい。三井の両替店一巻では、業務記録について保存年限を指定し、主要なものについては管理のための帳簿を作っていた。三井文庫ではかつてこれらの史料の展示を行ったことがあり、その後大谷明史が、こうした台帳を用いた帳簿の管理方式を明らかにしている。⁽¹¹⁾本稿では、現存する史料管理のための帳簿から、三都の両替店で作成された御為替御用関係の帳簿で、失われたものについて概観する。また十人組関係についても、三井文庫に現存する記録から、京・大坂で保管された記録類の一端をうかがうことができるので、同様の検討を行う。

以上、御為替十人組の史料の検討、御為替送金が反転している時期、失われた史料群の概観、という三点から、前稿を補いたい。

- (1) 御為替御用の沿革や、近世の三井の経営上における御為替御用の意義や額の推移については、既に明らかにされている。松尾涼「江戸幕府大坂御為替について」(『日本歴史』二八三、一九七二)、『三井事業史』本編一(三井文庫、一九八〇)第一章第四節、第五章第七節、賀川隆行「三井両替店の経営と蓄積」(『三井文庫論叢』八、一九七四)、同「幕末・維新期の御為替三井組」(『三井文庫論叢』一三、一九七九)、同「三井両替店の御為替銀裁許と家屋敷」(同四、一九八〇)、同『近世三井経営史の研究』(吉川弘文館、一九八五)第二章第一節、同「文久・慶応期の御為替三井組」(同三〇、一九九六、のち同『江戸幕府御用金の研究』法政大学出版局 二〇〇二所収)。
- (2) 村和明「御為替三井組の御用関係帳簿類について―寛政四・五年の京・大坂両替店史料を例に」(『三井文庫論叢』四四、二〇一〇。以下、拙稿①と呼称する)。
- (3) 村和明「御為替三井組の御用関係帳簿類について(2)―訂正・註記から考える」(『三井文庫論叢』四五、二〇一一。以下、拙稿②と呼称する)。
- (4) 元禄期、幕府大坂御金蔵御為替御用の創始期には十人であったが、顔ぶれには変動があり、また次第に休業して人数は減少し、幕末まで継続したのは、宝暦二年(一七五二)に加入した島田組と、安永五年(一七七六)に加入した小野組のみであった。十人組のメンバーや家質高の変遷は、松尾前掲論文に詳しい。
- (5) 御為替御用関係のほかでは、貨幣改鋳に伴う引替御用も共同で引き受けており、この関係の史料も残されているが、本稿では詳しくは検討できない。
- (6) 拙稿①、三六頁、第1表・第1図。
- (7) 前掲注(1)参照。近世の基本であった大坂御金蔵から江戸御金蔵への御為替送金を「大坂御為替」と呼ぶのに対し、

この時期の逆転した送金を「江戸御為替」と呼ぶ。本稿でもそのように呼称する。

(8) 中井信彦「大坂御金蔵為替の中絶始末上」『三井文庫論叢』創刊号、一九六七。

(9) 帳簿だけでなく記録類を含めても、京両替店では「押切帳書抜」(本一九九四)、「案文帳」(一別一六四〇)・三(別一六五九)。大坂両替店では「為御替御金銀請払之留」(別一七二二)、「御為替配分帳」(別一七〇〇)、「御用帳」(本三三二)くらいである。賀川前掲著では、引き受け額を「御為替配分帳」(別一七〇〇)からとっている。なお、本稿では史料はすべて三井文庫所蔵史料により、所蔵番号のみで示す。

(10) 鶴岡実枝子「商家文書の目録編成」国文学研究資料館史料館編『史料の整理と管理』岩波書店、一九八八、三三二―三三三頁。大元方や大坂両替店、三井各家の書類についても若干言及されている。

(11) 「第三回史料展示目録」(三井文庫、一九八〇)の「解説」、大谷明史「三井両替店の帳簿とその管理方式」(『経営と歴史』八、日本経営史研究所、一九八四、のち『企業と史料』創刊号、一九八六に再録)。

一 十人組作成の御為替御用帳簿

(一) 江戸十人組の帳簿 (「江戸御為替」期)

現在三井文庫が所蔵する史料で、江戸十人組が作成した御為替御用に関係する帳簿で唯一と思われるものが、「自江戸御金蔵大坂御金蔵江上納御為替金銀配分請取帳」(本五一〇―一)である。

縦帳で、墨付約五〇丁と、この種の日常業務用の帳簿にしては薄い。形態・内容ともに、前稿で検討した京・大坂両替店の御用関係帳簿のいづれにも似ていない。

収録される事項の年代をみると、江戸御為替の時期に一致しており、江戸御為替のための帳簿であったことがわかる。

詳しくは後述するが、江戸御為替が開始された宝暦一二年（一七六一）閏四月から、廃絶された明和四年（一七六七）まで収められており、この性格の帳簿はこれ一冊しか作成されなかったと思われる。

内容構成は、前後半の二つの部分に分けることができる。前半部分は、同様の内容をもつセット八つからなっている。各セットは、まず証文一通が載せられ、これに続く日付と金額を記した一つ書多数から構成されている。セットごとに、帳の小口のところに小さな紙片を貼った見出しがつけられている。証文の文面を、最初のセットから示そう。

【史料1】

御為替金銀請取証文之事

従江戸御金蔵大坂江御為登被為成御為替金銀、連判之本手形別ニ差上、御金銀請取申所実正也、此配分金銀、我等名代山本金右衛門印形ニ而、此証文奥書ニ其時々金銀高書記、請取可申条、無相違御渡可被成候、為後証仍如件

宝暦十二年閏四月

富山忠四郎 (印形抹消)

午閏四月十八日

一 銀九拾五貫目慥請取申候、来ル七月廿三日大坂御金蔵江上納可仕候、以上

山本金右衛門 (印形抹消)

午五月十八日

一 銀七拾六貫目慥請取申候、来ル八月廿三日大坂御金蔵江上納可仕候、以上

山本金右衛門^(印形抹消)

証文の部分は、どのセットのものも、差出人と文中にみえる名代の人名が異なるだけで、日付も文面も同一である。一つ書部分にはかなり差異がある。御家流の大きな文字で記され、実印が押されている。

各セット所載の証文の差出は、富山以下、竹川彦太郎、藤木伊右衛門、奥田仁兵衛、嶋田八郎左衛門、古川弥兵衛(↓平松慎五郎)、中川清三郎、中川長四郎で、三井組と並び御為替送金を請け負った十人組の面々である。証文の写しの位置につけられた見出しには、彼らの姓が記されている。

まず証文の部分を見ると、十人組の名前で、江戸御金蔵から大坂御金蔵への御為替送金を受け取ったと記される。「連判の本手形」が指すものが不明であるが)この時点で具体的な額を受け取ったという内容もしくは証文の文例ではない。これ以降に実際に御為替送金を行っていく際は、奥書と位置づけられている、後に続く部分に、一つ書きの形で追記されていく。

これに続く一つ書では、肩に日付があり、銀の額と、大坂御金蔵への上納日(九〇日後)、証文に名代としてみえる人名が記され、印が捺されている。三つの印は全て同じである。こちらの人名は、十人組を構成する両替商の手代たちで、実際に業務にあたったものである。印が変わる場合には、新たな印が新たな名代の名前とともに、証文部分に貼り紙によって示されるが、印が変わらない場合には、名代の名が代わっても、セット冒頭の証文のような形での記載はなされない。いずれの印も、墨で抹消されている。これはおそらく、上納が済んだことに対応するものである。⁽²⁾

一つ書は、金額、渡り日、上納期限、請取者の署名捺印という、最小限の内容となる。冒頭に普遍的な内容の文書を記しておくことで、実際に御為替送金を受け取った際は記述が簡略に済まされるようになっており、文書事務上の手間

が省かれている。宛所がない点や、こうした簡略化がなされている点からみて、幕府の江戸御金蔵に備えておくものではなく、江戸十人組で保管して用いていた帳簿であると考えられる。

どのセットにおいても、最初の送金は閏四月一八日渡り・七月二三日上納の御為替送金であり、その額を集計すると銀四九九貫目となる。これは、後述するこの史料の後半部分にみえる、同じ日付の御為替送金の、十人組分担額と一致する。江戸御為替が開始された時点での十人組は八人で構成されていた。

御為替送金の内容（「銘」）は記されておらず、「配分帳」との表題が示す通り、十人組内部での分担額と受取の事実を記録しておくための帳簿であるといえる。

一つ書、つまり分担した御為替送金の数は、セットによって大きく相違している。江戸御為替がつづく明和四年（一七六七）まで多数の送金を記すセットもあれば、送金一口を記しておわるセットもあり、十人組の全メンバーが全てを分担したわけではなかったことがわかる。

セットごとに丁が改められており、送金一口を記すのみで白紙の丁なく次のセットに移る箇所もみうけられる。内容の性格上、少なくとも前半については、当初から一冊の帳簿であったと考えるべきであり、後半を合冊する際に綴じ直され、余分な紙は除かれたのであろう。江戸御為替が廃絶した宝暦一二年（一七六二）の送金を記した後にも、白紙のままの丁が続いているセットがあるので、綴じ直されたのは江戸御為替が継続している間であったと推測できる。

続いて、この史料の後半部分をみてみよう。後半は、御為替送金を列記した一つ書形式となっている。書体は、前半とうってかわって雑であり、写しであるとみてよい。一例を示す。

【史料2】

閏十二月十八日渡、来ル西三月廿三日上納

百七拾九貫五百目

三井組

御遣方

(一) 銀四百八拾貫目

百七拾九貫五百目

十人組

七拾壹貫目

銀座

五拾貫目

上田組

渡り日・上納日、金額で示された御為替送金一口について、十人組・三井組・銀座・上田組の四組での配分額を記している。担当する額は、どの御為替送金をみても、銀五〇〇目単位の区切りのよい数字となっており、家質の高による厳密な比率とは微妙にずれていたといえる。拙稿①で検討した、大坂御金蔵から江戸御金蔵への御為替送金においても同様であり、家質の比率による細かい数値とのズレについては、これを集計する専用の帳簿が作られていた。^③大規模かつ頻繁な御為替送金を分担するには合理的な方法である。現存はしないが、江戸御為替についても、ズレを集計する帳簿があったと思われる。

「御遣方」とあるのが、御為替の種類(「銘」)である。このように毎月一日に渡される「御遣方」「御遣方銀」が恒例の送金とみられ、これに数件の「御除金之内」と呼ぶ送金が加わっている。

いずれの御為替送金も、額は一〇貫目単位で区切りがよく、拙稿①で検討した寛政ごろの御為替のように、多様な財源・契機による臨時の送金を計上してはいない。このことは、江戸御為替の特徴を示している可能性がある。^④

一つ書の上には、半円が記されている。箇条によっては丸印である場合もあるが、原文書に割印が捺されていたことを示しているとみられる。拙稿①で検討した、京両替店の「押切帳」「御為替留」、大坂両替店の「御為替配分帳」「京都御為替銘書帳」のような、実務に用いた基本台帳とみられる帳簿類が似たような構成となっており、江戸御為替にお

いても同様の記録があったことが窺える。

おそらくは、当初はこの史料は前半だけで構成されていたものが、それだけでは銘書や全体の額、他の組との分担額が記されていないので、実務記録から写しを作り、後半部分として収めたものである。この作業が、十人組で行われたのか、三井で行われたのかは不明である。

さて、この後半部分は、折り紙一〇紙にわたって記されているのだが、内容をみていくと、錯簡があるようであり、利用には注意が必要である。以下、後半部分からの紙数で説明する。

手がかりとなるのは、渡り・上納日に記される干支である。(五ウ)から(一〇オ)までは、細かく干支が記されており、日付と合わせてみると、この範囲では連続していることがわかる。問題はこれ以前であって、ごく一部にしか干支がないが、綴じられた通りに読むと日付がうまく連続しない。

ここでもう一つ手がかりとなるのは、分担額からおよそ計算できる、分担の比率である。計算しながら綴じられた順にみてゆくと、三井組・十人組・銀座・上田組の内訳が、(一オ)から三七・四％―三七・四％―一四・八％―一〇・三％であるのが、(二一ウ)の冒頭から突如三四・八％―四一・六％―二三・八％―九・七％へと変化し、(四オ)の途中から元の比率に戻る、ということになる。

ここからまず、(二一ウ)から始まり、(四オ)を含む部分が、実際の冒頭であると考えられる。(二一ウ)の最初には「大坂上納高」という見出しがあり、まず四月一八日渡り・三井組一手引き受けの項目が載り、続いて閏四月渡りの項目が載る。江戸御為替が開始された宝暦二年(一七六二)には閏四月が存在しているので、冒頭にふさわしいといえよう。

次は、(二一ウ)から始まる部分のどこに、(二一ウ)・(二一オ)が入るかということである(一オは白紙である)。(二一ウ)

の冒頭には「四組渡二番」との見出しがあり、一つ抹消記事があって、実質的な一つ目は申一月一八日渡りの項目。(二オ)の最後は、申七月一八日渡りの項目である。申年は明和元年(一七六四)と考えられる。うまく当てはまる区切りを探していくと、(五オ)の終わりが未二月七日渡り、(五ウ)の最初が申八月一八日渡りであり、この間にはめこむと都合がよい。また(五ウ)の最初には、「四組渡三番」との見出しがある。

従って、本来の構成は、「大坂上納高」(二ウ)→(五オ)↓「四組渡二番」(二ウ)・(二オ)↓「四組渡三番」(五ウ)→(二〇オ)であったと考えられる。

(二オ)と(二ウ)は、記載する期間が隔っているが、同じ紙に記されている。(五オ)・(五ウ)は、やはり内容に隔たりがあり、紙は切れているが、墨の汚れから本来は張り継がれていたことがわかる。このことから、内容の前後が狂ったのは、もととなった史料においてであり、錯簡があった帳簿を写したために、このような混乱が生じたものと考えられる。三つの見出しは、本来の史料の呼称であった可能性があろう。

整理し直してみると、宝暦一二年(一七六二)四月一八日渡り・三井組一手引き受けの銀六〇〇貫目の送金から、明和四年(一七六七)五月一日渡りの銀七八〇貫目の送金まで、江戸御為替の全期間にわたり分担が記されている内容となっている。各年の終わりには、十人組のみの合計値が記されている。

なぜ江戸十人組の御為替御用関係の帳簿で、この一冊だけが生き残って三井の手に渡ったのかは、十分明らかではない。江戸御為替期のみを記す史料であり、江戸御為替が廃絶され、ふたたび大坂御金蔵から江戸御金蔵へ御為替送金がなされるようになる利用頻度は大きく下がり、現用ないしは直接参考とされた記録・帳簿類とは異なる場所にしまいこまれ、そのため今日まで生き延びることになったと推測することはできよう。後述するように、江戸両替店に伝わる十人組関係史料はごくわずかしかないが、これを含む五点が宝永元年(一七〇四)→安永六年(一七七七)とやや近接

した範囲に収まっており、これらとともに三井の手に入ったものであろう。

(二) 大坂十人組の帳簿

大坂十人組が作成した御為替御用にかんする帳簿として、現在三井文庫には「金銀渡り配分帳」「金銀配分帳」「配分」などと題する、一年一冊で通し番号が付された一群の帳簿がある。二二番（明和六年（一七六九）から三九番（天明七年（一七八七））まで、六一番（文化五年（一八〇八））から七四番（文政四年（一八二二））までの二群が伝来している。⁽⁶⁾

いずれも豎帳で、やや虫損がみられる。原題にはしばしば「京」「大坂」「南都」の「御渡り金」との表現が含まれる。二六番、安永三年（一七七四）の冊（本四五四）から、記事の一例を示そう。

【史料3】

一、銀四拾貫五百目 午九月廿三日渡り

去々辰年肥後・肥前・豊後国御年貢、長崎瀧崎御蔵納米代銀并掛包賃銀増銀共皆納之内

一、銀百貳拾貫五百目 右同断

(朱書)
内小玉銀貳拾貫目

五拾貫目 二条大坂新御囲米御払代銀之内

内 七拾貫五百目

駿州清水御囲米御払代金銀
但金之代り銀共之内

此 金貳万九千三百四拾七兩
銀四拾六貫三拾目八分三厘三弗
内小玉銀貳拾四貫目 分之内

二口ノ銀百六拾壹貫目

右之内

- 一、三拾六貫目 内小玉五貫五百目 青木喜右衛門渡
- 一、三拾九貫目 内小玉六貫目 小塩清右衛門渡
- 一、貳拾六貫目 内小玉四貫目 奥田分 梅田十兵衛渡
- 一、貳拾九貫目 内小玉四貫目 古川分 右同人渡
- 一、三拾壹貫目 内小玉銀四貫五百目 右同人渡

右之通配分仕、相渡申候、以上

午九月廿三日

佐藤惣兵衛印

北駒茂兵衛印

竹川店印 (※印章は「大坂 竹川」)

竹川彦太郎殿

まず御為替送金二口の金額と性格(「銘」)、受取日が記される。合計値を記した後、十人組内での配分額が記される。

差出は竹川の名代であるが、この冊を通じて差出はすべて竹川店であるので、十人組の年番で、配分を差配した顔ぶれと思われる。宛所ここでは竹川であるが、同じ冊の中で奥田や荒木の名もみえており、詳しくはわからないが、年番とは別の当番制をとっているようである。

同じ冊に納めた安永五年ごろの記事になると、後半に三井組・上田組の分担額、総計値を付記するようになるが、基本的には十人組内部の帳簿であるといえよう。後述するが、大坂十人組御用所の保管記録のリストに「配分帳」がみえており（第4表、①―4）、これが三井に渡ったものとみられる。実際の印が押されており、現物であると考えられる。

なお、送金のルールが異なる「京都町奉行所名目貸三拾年賦取立金」の配分を記した記事が稀にはさまるが、これは三組の内訳を記し、宛所は江戸御用所、差出が「京都当番」と肩に記される十人組のメンバーとなっていて、形式が大きく異なる。「京都当番」は同じ年でも奥田、嶋田など異なった名がみえ、また異なった当番の存在を示している。また、やはり差し出しの実印がある場合があって、京都から江戸への送金とみられるが、実際の配分は大坂で行われたことがうかがえよう。

なお、同様に「配分帳」との名前を持ち、三井文庫に現存する御為替御用関係のシリーズとして、一八世紀半ばまでの三冊と、草稿で検討したシリーズがある。これらは三井が作成した史料である。

全体的にみて、三井文庫に現存する十人組の史料は、時期がとびとびであって、かつて控えや現物が三井両替店にあったが、失われたものも当然あると考えられ、作成や伝来の経緯は明瞭には分らない。

また、おおまかにいって、三都の十人組の史料がおのおのに対応する両替店に残されているが、京両替店には、寛政三年（一七九二）以降の期間にわたり多数の十人組関係史料がある中で、江戸や大坂の十人組の記録も若干残されているようである（後述するように、京十人組じたいが江戸・大坂十人組の記録をもっていた）。三井文庫所蔵番号の統一

八五九から統一八九六にかけては、本来「御為替十人組書類」との木札が付けられていて、文化一二年(一八一五)〜明治二年(一八六九)と幅があり、江戸・京の十人組の記録を含んでいる。明治初頭ごろに、京両替店に集められたものであろう。また、統一九二一・一九二二は、「御用方色々書類」として、天保から慶応ごろまでの京十人組の記録がまとめて入れられている。統一四二六は、「御為替十人組書類」として、享和期から慶応期までの地料の通がまとめて残されている。

江戸両替店では、他の記録類と同様、あまり現存しておらず、わずか一〇点程度しか確認できない。宝永元年(一七〇四)〜安永六年(一七七七)と、安政元年(一八五四)〜明治元年(一八六八)の二つの時期に分かれており(不明が一点ある)、あるいは十人組から移った時期を示すものかもしれないが、詳細は不明である。江戸御用所関係では、安永期の「御用御殿出勤順番帳」二冊⁹⁾や、嘉永年間の入用計算書類がある。

大坂御用方関連では、後でみる保存記録のリスト三点や、弘化〜慶応期の入用計算関係がある。仲間入用の記録は、天保一三年(一八四二)から慶応三年(一八六七)まで多数が残されている。

(1) 当然であるが、こうした場合の印鑑は極めて重要である。大坂十人組の史料では、嘉永五年(一八五二)〜慶応二年(一八六六)の内容をもつ「大坂物名代印鑑」(統一五四二―四)という記録が現存している。江戸では、数少ない現存史料の中に、「印鑑 江戸御用所月番」(安政元年、統一五四二―二)、「江戸御用所惣名代印鑑」(安政五年〜慶応二年、統一五四二―三)がある。これらは本来は継続して作られた記録だったであろう。

(2) 三井の史料では、「済」印、「消」印などが押されていた(拙稿①、拙稿②)。

(3) 拙稿①、四三頁、大坂両替店「御為替金銀割方扣」(追一五七二)。

- (4) 大野瑞男は「江戸御為替」の趣旨について、御触書から、大坂御金蔵の金銀は一〇万両単位で江戸に送り、「大坂における支出は江戸から為替送金することに改めた」と述べている（『江戸幕府財政史論』吉川弘文館、一九九六、三一―九頁）。幕府では寛延三年（一七五〇）より各部局の予算を取り決める制度を施行していた（大石慎三郎「宝暦・天明期の幕政」『岩波講座日本歴史』一 近世三 岩波書店、一九七六）。通常の御為替では、上方で生じた多様な収入を、臨時の御為替送金によって江戸御金蔵に集約していったのに対し、江戸御為替期において江戸から大坂へ送金されるのは、上方で必要と判断された額（予算）であって、あまり細かな臨時送金を繰り返すことにはならなかったのではないか。ただし、実際の御為替送金では、「御遣金」に加え、「御除金」との銘でも送金していることがわかる。御触書には「御除金」の送金についての規定はないが（『御触書天明集成』二八三七番）、実際の運用においては、畿内での予算を完全に江戸から支配するのではなく、臨時支出に備えて大坂御金蔵で備蓄しておくべき金銀も、額を決めて、江戸から送っていたということになる。御触書にある、大坂御金蔵の現金銀は一〇万両単位で江戸御金蔵に送金する、という規定との関係が問題になるであらう。
- (5) 賀川隆行によれば、最初の御為替は三井の一手引き受けであり、十人組はついで引き受けを願い出たのであり（賀川前掲著、四二頁）、適合的である。
- (6) 本四五四―四五七。
- (7) 「御為替金配分控」（別一六二九、正徳三―享保一〇）・「御為替金銀配分帳」（別一一五七、享保一一―享保一七）・「御為替金銀配分帳」（別一六九八、元文一―寛保元）。
- (8) 拙稿①、第1表参照。
- (9) 「御用御殿出勤順番帳 七番」（安永二―安永四、本三八五）・「御用御殿出勤順番帳 八番」（安永四―安永六、本三八六）。

二 失われた記録について

(一) 三井の記録

前述のように三井両替店では、帳簿の管理を丁寧に行っており、保存指定のための台帳類が残され、紹介されている。⁽¹⁾ これを利用すると、おおよそどのような記録が残されることになっていたかを知ることができる。

本来はどのような史料が作成され、保存されることになっており、どの部分を現在みることができているのかを以下に概観する。ただし、御為替御用に特化した台帳類というわけではなく、現物が失われている場合も多いので、御為替御用に関連しているかについては推測を多分に含み、網羅性という点では万全を期しがたいことをお断りしておく。

まず、京両替店の史料で知られているものとして、永久保存とされた史料を記載する「天明二年寅七月永除諸帳面控」(追五八〇)・「天保六年未正月改永除諸帳面控」(追五八一)がある。また、一定期間保存したのち処分された記録に関する「天明二年寅七月切捨諸帳面控」(追五八二)・「天保六年乙未正月改切捨諸帳面控」(追五八三)の二冊が知られる。これら四冊の体裁はよく似通っている。冒頭には目録があり、各丁の裏に通し番号(頁番号)がうたれ、目録には記録の名称と丁の番号が示されている。本文は一つ書で、帳簿の収録年代が記されるが、最後のものは下限が記されていないものがほとんどで、現用の記録をも網羅する台帳であったことがわかる。また本文の前に、それぞれ寛政元年(一七八九)五月・天保六年(一八三五)正月付で、夏季の四五月・秋季の八九月に一度ずつ改めるべきことが記される。本文では、記録が簡条書きにされた下に印が一行に押し入れ、実際に定期的なチェックが行われていたことを示している。途中からは、干支を記した印と○印が交互に捺されるが、途中までは干支の印のみで、年一回であったことがわかる。

また、いずれにしても毎年必ず行われてはいないようである（前掲注（1）参照）。明治初期まで収録する帳簿があり、最後の印は戊年で、おそらく明治七年（一八七四）であり、これが収録情報の下限年代と思われる。いずれでも、内容での分類は特にないが、記載順からある程度内容を推測することができる。御為替御用関連と推測される史料をまとめ、わかる範囲で現存する史料との対応関係を付記したのが第1表である。

全体に、天明の大火で焼失した記録が非常に多く、「天明八申年焼失」との専用の印が作られ、捺されていることが指摘されている（表中に★で示した）。二冊目に収録される記録には、天明八年（一七八八）から書き起こされるものが多く、大火後に台帳を新たにしたものであろう。ただしそれ以前の帳簿についても、吉番、式番、のように通し番号を振っている簿冊については新しい帳面にも重複して記載し、「天明八申年焼失」の印を改めて押している場合がある。また新しい方の台帳では、一部の史料を目録から消している。

二冊の「切捨諸帳面控」では、「十二年」「六年」「三年」の保存期限ごとに記載されている。ただし、第1表に拾った二冊では「年限茂難致候得共、其時々可及相談事」とあり、また「永除」（永久保存）に切り替えられている記録などもあって、柔軟な対応がなされているようである。一冊目と二冊目では重複して記載される冊が多く目につくが、重複している場合には消印は二冊目の方のみに押されているようである。だいたい文政の後期ごろにあたる冊から、「新帳に写す」と朱書されて二冊目にも記載されており、このころに二冊目が作成され使用されるようになったものとみられる。

なお一冊目では、本文の三〇〜五一丁目が欠落しており、一部の記録については目録のみとなっている。第1表をみると、天明の大火後の記録はおおむね現存しているといってよい。

この中で注目すべきは、「京御用留」「江戸御用留」「大坂御用留」のもっとも主要と思われる三シリーズが、「永除」

御為替三井組の御用関係帳簿類について（3）（村）

第1表 京両替店の御為替御用関係記録

丁数	記録名	年次/冊数	保存指定	現存史料	備考
①43 ②67	京御用留	①延享3～天明8/10冊（★9冊） ②天明8～文久3/19冊（全冊抹消）	永除	—	②では目録からも抹消
①47 ②56	江戸御用留	①延享3～文化2/7冊（★4冊） ②天明8～慶応2/13冊（全冊抹消）	永除	—	②では目録からも抹消
①50 ②59	大坂御用留	①延享3～天明8/4冊（★3冊） ②天明8～嘉永5/4冊（全冊抹消）	永除	—	②では目録からも抹消
①52	御用留	①享保20～延享2/3冊（★3冊）	永除	—	
①52 ②104	諸冥加金銀川口三十年賦御用留	①天明8～/1冊 ②天明8～文政6/2冊	永除	本246・247	
①53	臨時御用留	①享保元～/1冊（★1冊）	永除	—	
①54	大坂御為替御用留	①正徳3～寛保元/2冊（★2冊）	永除	—	
①54 ②102	京都御為替御用留	①②天明8～/1冊	永除	本200	
①56 ②103	二条大津御米代御用留	①正徳元～文化元/7冊（★5冊） ②天明8～慶応3/8冊	永除	別1702～1709	
①58 ②105	京大坂大津定式臨時御為替請取方届留	①元禄8～文化11/8冊（★5冊） ②寛保4～万延元/8冊（★3冊）	永除	本227～229	①は3冊目（寛保4年～）を「壺番」とし、②はこの冊から記載
①60	諸渡諸冥加御用留	①明和8～/1冊（★1冊）	永除	—	
①60	御用筋骨抜	①享保20～宝暦7/1冊（★1冊）	永除	—	
①60	御為替御用留	①天明2/1冊（★1冊）	永除	—	
①85 ②106	江戸大坂御金蔵請納証文写	①安永3～文政2/5冊（★1冊） ②安永3～安政2/8冊（★1冊）	永除	別1060～1065、1085	
①107 ②138	押切帳	①寛延3～文政13/16冊（★10冊） ②寛延3～安政3/17冊（★9冊）	永除	本1947、続831、2771、2773～2777乙	拙稿イ
①173 ②112	御為替留	①寛政4～天保4/4冊 ②寛政4～慶応3/5冊	永除	別1694、続2768～2770	拙稿ロ
③38 ④52	御用方下書帳	③(落丁) ④文化2～慶応4/49冊（46冊抹消）	相談 →永除	—	④に貼紙、弘化以降は消印あれども「西洞院土蔵」にあり
③69 ④47	御用方来状	③明和9～天保2/60冊（★15冊、39冊抹消） ④文政9～慶応4/43冊（全冊抹消）	相談	—	③に文政9年の冊に「是より後之分新帳ニ写」とあり、以降消印なし（④で抹消）

注1：①「天明二年寅七月永除諸帳面控」（追580）・②「天保六年未正月改永除諸帳面控」（追581）・③「天明二年寅七月切捨諸帳面控」（追582）④・「天保六年乙未正月改切捨諸帳面控」（追583）による。

注2：年次は必ずしも各記録の内容の下限ではなく、内容の上限（作成年代）を示す場合があることに注意。

注3：★は、天明8年焼失の印がある場合を示す。

注4：③④からとった2点の保存指定は、朱書で「年限茂難致候得共、其時々及相談事」とあった。

注5：備考欄に、拙稿①で付した分類記号を記した。

(永久保存) 指定にもかかわらずいずれも全冊に「消」印を押して抹消されており、現存もしていない点である。他の記録との整合性からみて、これらだけが紛失あるいは焼失したとも考えにくい。目録部分でも、紙を貼って記録名も抹消してある。御用関係以外の記録にも、永久保存指定をうけて幕末まで存在していたとみられるが、全点が抹消されているのがみえる。経緯は不明であるが、幕末から明治初頭のいずれかの段階で、まとまった史料が失われたことがうかがえる。

大坂両替店の史料では、保存指定された史料全般を記載する保存指定と管理状況を示す「古帳面録」(別一三一一)・「帳面録」(別一三一二)が知られる。前者は、元禄八年(一六九五)以降に作成された帳簿が記されており、文政五(一八二二)年の整理の後、安政元年(一八五四)まで追記がある。後者はこれに続くもので、安政二年(一八五五)に作成され、安政三年(一八五六)の整理の後、明治六年(一八七三)までの追記がある。重要度に応じ、「永代物」、「先永代物」(とりあえず永久保存とするもの)、などの保存区分がある(前掲注(1)参照)。やはり内容での分類は特にないが、名称や記載順からある程度内容を推測することができる。同様に、御為替御用関連と推測される史料をまとめ、わかる範囲で現存する史料との対応関係を付記したのが第2表である。

いずれも、まず冒頭に、保存年限の説明と、帳面の「出入」「潰・切解」には帳面方の了承を得るようにとの凡例がある。続いて記録名と通し番号を示す目録が載せられている。部局・形態〔見世〕「長帳」「横帳」「小帳」「袋帳」「賄方」「引替所一卷」で大別され、朱書で通し番号が振られ、保存指定が記されている。御為替関係とみられる記録は「長帳」「横帳」に集中している。二冊の帳面で、各帳簿にふられた通し番号・保存指定は同一であり、「鴻庄手形押切帳」「両替手形押切帳」のほかは名称も一致している。

また、「帳面録」は「古帳面録」の内容は含んでおらず、続編として作られており、両方の帳面に、どちらに記載す

第2表 大坂両替店の御為替御用関係記録

目録No.	帳面名	形態	保存指定	年次/冊数	現存史料	備考
36	御為替方連状扣	長帳	先	①文化11/1冊 ②文久2/1冊	別199甲、435	
39	御用方勤向要用之扣	長帳	永	①文化13/1冊 ②慶応2/1冊	別443、502	
48	御為替金銀割方扣	長帳	?	①安永9~文化10/4冊 ②-	(4冊、抽稿参照)	抽稿ホ/目録部になし、②に「四拾八番内諸帳面之棚ニ揚ル」とあり
55	配分帳	横帳	永	①宝永4~弘化5/20冊 ②安政5/1冊	(17冊、抽稿参照)	抽稿ト/①では最初3冊に注記「別口配分帳ト相見ユル、追而可考」
56	御用留	横帳	永	①寛政元~天保15/5冊 ②安政3~明治4/7冊	本260~267、1243-1、別1738甲	①では享保8年の巻を付記、近代付箋「別本御用帳之控」 ②では4冊に朱線、近代付箋「朱引四冊ハ同系別本」
57	京都御為替銘書帳	横帳	永	①安永2~文政6/3冊 ②-	(3冊、抽稿参照)	抽稿チ
58	御為替御銀請私留	横帳	永	①元禄8~天保14/4冊(3冊抹消) ②-	(4冊、抽稿参照)	抽稿ヘ/①では享保十二年の冊に「宝暦二年迄用ユ、其後不見」
60	臨時御為替之留	横帳	先	①享保20/1冊 ②「当時無之」	-	①では「元文二已十二月迄用ユ、其後無之」
62	御証文之留	横帳	永	①享保21~嘉永2/15冊(2冊抹消) ②安政3/1冊	(14冊、抽稿参照)	抽稿リ/①では、2系統の混同、63「御納札控帳」との連続につき近代貼紙
63	御納札扣帳	横帳	永	①寛政7~嘉永3/8冊 ②安政3/1冊		抽稿リ

注1:「古帳面録」(別1311)、「帳面録」(別1312)による。

注2:目録No.は帳簿上で与えられている通し番号を示す。

注3:形態の「長帳」は横帳、「横帳」は縦帳、「小帳」は横半帳のこと。

注4:保存指定の略号は下記の区分を示す。

永:永代物、先:先永代物、十:十年物、五:五年物、限:其帳面限

注5:年次は必ずしも収録年代の下限ではなく、上限(帳簿の新規作成年代)を示す場合があることに注意。

注6:現存史料の一部については、抽稿①の第1表参照。備考欄に、抽稿①で付した分類記号を記した。

るかの区切りの年が記されていて、合わせてみる必要がある。本文は一つ書で、京両替店のような多数の印はないが、朱点・「合」印・黒点の一つずつふられている。一部ではみえず、おそらく定期的なチェックの結果を記すものである。第2表をみると、いずれの系統ともかなり現存しており、失われた記録は一部にとどまる(抽稿①参照)。大規模な変災を経ること

第3表 江戸両替店の御為替御用関係記録

記録名	年次/冊数	備考
御為替御用根本抜書	1冊	写本あり(本205)
御為替御用最初十人組扣帳之写	元禄～7/1冊	写本あり(本204)
元禄十二卯年御目見献上物初而被仰付候節頂戴仕候御書付	1通	原本(殊238)・写本(特316)
元禄御用帳	2冊(天地)	
御用留	宝永元～宝永4/3冊	宝永3年12月～同4年9月まで扣帳紛失とあり
京都為御替御用諸事控	元禄12年/1冊	
御目見一卷控	元禄14・15/1冊	
御目見献上物一卷控	宝永2～4/1冊	
為御替御用仲間定帳	享保7/1冊	写本現存か(別1875-1)
御用日記	宝永5～明和9/65冊	「御用留」(本256～259、享保期)か

注:「御用向諸帳面目録」(本709) 御用帳之部より

のなかった大坂両替店史料の残存状況のよさが、改めて確認される
 といえよう。

続いて、江戸両替店の史料では、御用関係の記録について作成され
 た「御用向諸帳面目録」(本七〇九)が知られる。宝暦八年(一七五
 八)に作成され、天明五年(一七八五)までの追記がある。

宝暦八年七月、御用方の序文があり、「御用向数年来之事ニ付、年
 々帳面多相成、致混雑」と作成理由が述べられ、以後虫干しの際に現
 物と引き合わせることに、「新帳」を作成した際には書き加えるべきこ
 とが記されている。

おのおの白紙がたっぷりあってあり、筆録を続ける予定であったと
 みられる。大分類は、「御用帳之部」「増家實扣帳之部」「名前讓替扣
 帳之部」「上野宮様御上洛・京都町奉行御参府等扣帳之部」「諸帳雑之
 部」である。このうち「御用帳之部」をまとめたのが第3表である。

第3表をみると、興味深いことは、「元禄御用帳」「御用留」「御用
 日記」と連続する七〇冊弱の他に、日常用いた簿冊と思われる記録が
 みえていない点である。御為替御用関係の記録がみえており、台帳の
 名称や序文からしても、存在するならば記されていてよさそうである
 が、御用の経緯や儀礼・贈答に関わる一件記録が大半とみられる点、

拙稿で検討した京・大坂両替店の記録とはかなり異なっているといえよう。基本的には江戸両替店の役割は江戸御金蔵に御為替金銀を期限通り上納し、請取手形をとって京・大坂両替店に送付することのみであり、細かな簿冊を作成する必要がなかったものであろうか。

残念ながらほとんど現存していないが、わずかに御用の経緯にかかわるものについては、上方に取り寄せた写しが残っている。

(二) 十人組の記録

三井組の場合には、組といっても両替店一卷で引き受けており、三都の両替店店舗に記録を保管していたが、十人組の場合にはどのような保管がなされていたか。

大坂では、平野町二丁目⁽³⁾に、十人組の御用所があった。幕末の大坂御用方の諸入用の書上に「御用所借宅賃」六一一匁四分がみえ、江戸十人組の惣勘定目録に大坂御用方の名代役料の支出が記されている⁽⁵⁾。御用所にあった書類のリストが三井組に三点現存しているので、これを検討してみよう。三点とも包紙に入れられ、そのウハ書に「大坂御用方諸帳面類配分所并名代中江預ヶ置候目録帳式冊入、毎年勘定立合下坂之節、此帳面持参、一同立合、相改可申事」とあり、裏には「拾人組」とある。本来は京御用所にあったものと思われる(後掲第5表①—9参照)。

① 「大坂御用方諸書物目録覚」(統一一六六七—一)

文政元年(一一八一八)五月付で、「右之通立会相改、大坂配分所嶋田店江相預置申候」として六名の連印があり、また文政一三年(一一八三〇)一二月付で、前条を承知したとして、六名の連印がある。実際の捺印がある。

② 「大坂御用方諸書物目録覚」(統一一六六七—二)

第4表 十人組・大坂御用方の記録類

	①／②所載の記録		③所載の記録
①-1	御為替金銀証書目録（年ナシ）23冊		—
①-2	同（文化四卯年より同十四丑年迄）11冊		—
①-3	割法書（文化五辰年より同十三子年迄）1冊		—
①-4	配分帳（宝暦十一年より文化十二亥年迄、内不足有之）45冊		—
①-5	臨時渡御為替金銀高（天明八申年より文化二丑七月迄）1冊		—
①-6	御用方覚帳（元文二巳年）1冊		—
①-7	京江戸番状控（文化八未年より同十二亥年迄）5冊宛		—
①-8	同来状（文化八未年より同十二亥年迄）5冊宛		—
①-9	為替金并灰吹銀裏書手形（年ナシ）1綴		—
②-1	記録帳（寛政元酉年より文化十二亥年迄）14冊	③-1	（〔追記〕「天保元寅年迄又弍冊」）
②-2	古銀為登方一件（寛政十一未年）1冊	③-2	
②-3	京都御証文之控（寛政七卯年）1冊	③-3	（「之」なし）
②-4	山門御修復為御取登銀一件（文化八未年）1冊	③-4	
②-5	京都町歩銀大坂御金蔵納一件（寛政五丑年より）1冊	③-5	
②-6	京都より新吹金御取下一件（文化八未年）1冊	③-6	
②-7	御為登金并大判為御登一件（文化五辰年）1冊	③-7	（「為御登～」）
②-8	俵屋一件京文通之控（文化五辰年）1冊	③-8	
②-9	森田氏滞願一件（文化四卯年）1冊	③-9	
②-10	蝦夷地御用御為替一件（文化五辰年）1冊（フセン：特1430）	③-10	
②-11	銅座為替金証文之扣（寛政八辰年より）1冊	③-11	（〔追記〕「又壹冊 文政十二丑年迄」）
②-12	為替金手形之控（享和二戌年より）弍冊（印有り）	③-12	
②-13	銅座灰吹銀御取下一件（寛政十二申年より）2冊	③-13	（「銅座」ナシ）
②-14	家質上下ヶ御本人御継目一件（天明八申年より）2冊	③-14	（「御本人」→「御主人方」）
②-15	古川様組合退身一件（文化十三子年）1冊	③-15	

御為替三井組の御用関係帳簿類について（３）（村）

	①／②所載の記録		③所載の記録
②-16	聖堂御為替一件（文化八末年より）2冊	③-16	（「聖堂方～」）
②-17	大坂名代役一件（年ナシ）1冊	③-17	（寛政四子年より）
②-18	御買上金一件（年ナシ）2冊	③-18	（延享四卯年より）
②-19	朝鮮人国役銀御為替一件（文化五辰年より）1冊	③-19	
②-20	朝鮮人国役金銀渡り高扣（文化五辰年より）1冊	③-20	
—	—	③-21	江戸御買上金代銀大坂御金蔵渡一件（文政元寅年）1冊
—	—	③-22	御金蔵新金銀登り下り一件（文政二卯年より同五午年迄）2冊
—	—	③-23	家質高并割法控（文化五辰年より文政六未年迄）2冊
—	—	③-24	融通一件（文政六未年）1冊
—	—	③-25	諸入用減し方一件（文政四巳年より）1冊
—	—	③-26	引替方御用記（文政二卯年より同八酉年迄又天保）
—	—	③-27	同一件控（文政二卯年より天保）
—	—	③-28	同申立書（文政四巳年）1冊
—	—	③-29	同封書名前書（年ナシ）1冊
—	—	③-30	同金方名前書（文政二卯年より同）5冊
—	—	③-31	同銀方名前書（同三辰年より同）3冊
—	—	③-32	同式朱判名前帳（同七申年より同）1冊
—	—	③-33	同壺朱金名前帳（同年より同）
—	—	③-34	同金方勘定帳（文政二卯年より）4冊
—	—	③-35	同銀方勘定帳（同三辰年より）2冊
—	—	③-36	同式朱判勘定帳（同七申年より）2冊
—	—	③-37	同足？金代帳（同二卯年より）1冊
—	—	③-38	御買上銀御内意一件（同十卯年）1冊
—	—	③-39	南都御為替一件（同年より）1冊
—	—	③-40	諸入用勘定帳（寛政9巳年より）2冊
—	—	③-41	両組算用帳（文化元子年より）1冊
—	—	③-42	大古金御買上名前帳（文政三辰年）2冊
—	—	③-43	同引替勘定帳（同年より）1冊
—	—	③-44	同名前帳（同年より）1冊

注：①「大坂御用方諸書物目録覚」・②「大坂御用方諸書物目録覚」・③「御用方諸書物目録」による。

①と同じ文政元年（一八一八）五月付で、「可相改申」として三名、「慥預申」として三名ずつの連印がある。また文政一三年（一八三〇）一月付で六名の連印がある。おのおの顔ぶれは、①に一致している。実際の捺印がある。

③ 「御用方諸書物目録」（統一六六七―三）

②の奥書が写された後に、「慥預申」のところに三名、「島田名代」「竹川名代」との肩書き付で追記があり、文政一三年（一八三〇）にお勤めとあるのが最後となっている。実際の捺印はなく、写しと思われる。

ここに記される記録名をまとめたのが第4表である。①の九点と②の二〇点は重複がなく相互補完的になっており、③は②を写し、さらに追記が一点なされているとわかる。

袋の記載、奥書と内容からみて、十人組の一員である島田（「配分所」）に預ける史料（①）、「名代中」へ預ける史料（②）があり、毎年十人組が勘定立会いのため「下坂」した際に、この帳簿を持参して照合するものとされている。

連印しているのは、十人組を構成する両替商の手代たちと思われるが、三井の人間は含まれていないようであり、なぜ捺印ずみの実物が三井に伝わったかは不明である。また、③をみると、文政一三年（一八三〇）段階で、①②に無い帳面がある。①②には、文政一三年の奥書があるので、文政一三年段階では①②に加えもう一冊があり、これらをまとめて三井が写したのが③であると思われる。なぜ三冊目は入手できなかったかは不詳である。現用とは思われない記録もみえるものの、これが大坂の十人組の記録の全貌とみてよいかどうかは明らかでない。

これらは特に明細が記されておらず特定が難しいものもあるが、現在三井文庫に伝わっているものはほとんどないようである。ただ、①―4の「配分帳」に相当すると思われるシリーズは、本稿第一章でみたように現存している。その他、大坂の御用所に関しては仲間の勘定に関するものなどがまとまって現存しているが、三井に伝わった経緯は明らかでない。

京の十人組の御用所は、天保四年(一八三三)ごろ普請を行い、土蔵も設けている⁽⁶⁾。その後、文久二年(一八六二)ごろに類焼しているようである⁽⁷⁾。所在地は両替町御池上ル町で、銀座の向かいであった⁽⁸⁾。銀座の地は後に上地され、十人組が預かって「御貸地」として管理し、下代とよぶ者において、貸地代の徴収や御用所の繕普請をさせていたようである⁽⁹⁾。天保四年(一八三三)の普請に際してつくられた御用所絵図面(統一八六七―四)をみると、一二の部屋を持ち、押入も複数ある。また備品の書き上げである「御用所建具并道具類仮控」(統一八六七―五)をみると、「御用長持 錠付」「春慶簞笥 錠付」「白木簞笥」各一つが書き上げられている。弘化四年(一八四七)には、「御貸地旧記一件帳類 追々相高ニ付非常為手当」との理由で、嶋田店の取り扱いで、東西二間・南北一間半の土蔵が建てられており、「土蔵普請諸入用」統一七六七―七)、記録類はこれらに収納されていたものであろう。

三井文庫には、土蔵ができた弘化期前後の、「御用方年番引渡両替町目録書」と題する史料が若干点ある。奥書を見ると、毎年一月に、十人組の年番の間で引継がれた書類のリストであることがわかる。

「御用簞笥」「御貸地方簞笥」各一棹が記され、それぞれに納められていた書類などが一つ書で列記してある。

また、土蔵に納められた書類にかんする竣工翌年のリストである弘化五年(一八四八)三月改「弘化五申年三月改島田小野立合土蔵中目録」(統一四六二―一六)が現存している。嘉永期や文久期の記録もみえており、毎年作成するのはなく、弘化五年に作成した記録に追記していったものと考えられる。京御用所の土蔵に収められた記録として、幕末まで網羅した内容とみてよいであろう。これらの記録が三井に伝来している経緯は不明である。

これら、「御用方年番引渡両替町目録書」のうち弘化二年(一八四五)一月改のもの(統一四六二―一)、弘化五年(一八四八)一月改のもの(統一四六二―四)の「御用簞笥」項、および「弘化五申年三月改島田小野立合土蔵中目録」から作成したのが、第5表である。同じ名称が記されている場合には省略し、番号のみ示し、有意な差がある場合には

第5表 十人組・京御用所の記録類

①弘化2年番引渡		②弘化5年1月年番引渡		③弘化5年3月土蔵		三井文庫
①1	御用方筆筒 1棹	②1				
①2	御役所より預り金銀留 1冊	②2				
①3	銀具書物嶋田掛りの分 1袋	②3	「銀具書物入」★			
①5	両組勘定并割合勘定写 2袋	②6				弘化～安政期(総6413～6427)・慶応期(総1666)
①6	定書 1箱	②7				「定書」為御替組(本965乙)か?
①9	大坂諸帳面配分所江預置候目録入 1袋	②10	「預り置」			表4 典拠(統1667)か?
①11	引替方ひなめた 2袋	②11				
①12	御証文返上御請取書・金銀差立之節熊谷より請取書 4つ	②12				
①13	根金引替甲乙帳入・其外右一条ニ拘候書付共 1袋	②13				
①15	引替御用記 11冊	②15	…但仮御用記・当用記共 10冊			
①16	引替御手当帳 7冊 長閉2冊 白木箱入	②16	引替御手当渡帳 5冊 外ニ金銀表紙式ツ分共白木箱入			
①17	二条御城御金銀 御引替御用記入 5袋	②17				
①19	野嶋良助事山縣平八郎抱入・請状之写并来状入 1袋	②19				「江戸惣名代野嶋良助事山縣平八郎抱入請状之写」(統1865-1-1)
①25	書状封し箱 1つ	②24				
①26	引替金銀上封 書付印判 4枚	②25				

(本) (3) ついては類帳係御関御組三替為御

①27	引替金封印 2	②26		—	
①28	御用印形封印共 2	②27		—	
①29	諸かざるい	②28		—	
①31	紛失金一件帳 1袋	②30		—	
①32	初発より引替金銀・諸為登高差下ノ高共・御用記 1袋	②31	御用記3冊入	—	「引替金銀為御登高差下高共御用記」(統1657-1~3)
①33	引替金銀御為登高差下ノ高共而組より御使所江書上写 1袋	②32		—	
①34	引替名前帳 4袋	②33		—	
①36	東海道より之書付るい・板ニはさみ 1ノ	②34		—	
①37	牀箱 大小2	②35		—	
①41	引替方用金箱ニ荷造ニ用ひ候諸道具入 1箱	②42		—	
①43	色々書物 1包	②40		—	【御用方色々書物入】(統1911-1)カ?
①4	道中往来案内 舐書定道印帳 1冊	②5	★	③24	
①7	禁裏御所御用御預り金扣 1袋	②8		③27	「禁裏御所御用御預り金控」(統1869-1)
①8	大坂御用方諸入用目録写 1袋・1綴	②9		③22	…金銀目録 8袋 天保～安政(統6411～6427)・慶心(統1666・1910)
①18	銀具代渡帳入 1袋・1ノ	②18	★	③6	銀具代渡帳 1袋・1ノ
①20	銀具切手 9ノ 外ニ御書付るい 3 御印鑑御切手 1	②4	銀具切手 9ノ 外ニ御印鑑御切手 1枚 金銀具御掛引替記入外ニ有之 1袋 ★	③7	銀具請取切手 9ノ

	①弘化2年番引渡	②弘化5年1月年番引渡	③弘化5年3月土蔵	三井文庫
①21	江戸御用所・年々勘定目録写・并江戸大坂遣状共 1袋	②20	③23 江戸御用所勘定目録・引替惣勘定目録 2冊入9袋	文久3(統1867-12-1)
①23	江戸大坂御用状扣帳 5冊 并来状さし・書状紙板共 右箱 二人	②22 4冊	③14 江戸大坂遣状入 1袋	
①24	御用状届物請取帳 1冊 并御文庫老網袋入	②23 ★ 貼紙で2冊・御文庫2に訂正	③13 御用状届帳 1冊	
①30	大坂名代抱入書物入 1袋	②29	③17 大坂名代抱入一件書物 1袋	
①39	雑色町代持場名前帳 白木箱 4冊	②36	③32 雑色方町代持場在町名前帳入 1箱	
①14	御用記 30～32、34～40 10冊	—	③2 1～40 38冊 29、33の2冊不足	
①35	金銀具御掛引替記入 1袋	—	③5 天保十二丑年 金銀具御掛・古 金銀引替記	
①38	江戸表より差立之節道中宿々割 付帳入 1袋	—	—	
①40	引替方書ものいろゝゝ 1籠	—	—	【天保十四卯年金銀兩銀老朱 銀引替方書付類】(統1663) カ?
①42	金銀引替当用記 1冊	—	—	
①10	旅人引替端書刺 1つ	—	—	
①22	江戸大坂御用來決 16綴	—	—	
—	—	②58	道中往来先軀駄賃帳離かた入 并江戸遣状於彼地申定一札之写、 品川衆より相渡候請取書之写共 1袋	【寄物絵符先案内書駄賃帳認 振離形】(統2427-15-1)

御為替三井組の御関係帳簿類について (3) (村)

—	—	②14	御用記 41～52 12冊	—	—	
—	—	②49	山縣平八郎引負金一件	—	—	「山縣平八郎引負金一件」江 戸三井組 (統1913-1) 否?
—	—	②21	江戸大坂御用來伏 嘉永5年分 2 <small>ノ</small>	—	—	
—	—	②38	泉涌寺御再建御入用銀請私御用 記 并定橋御普請御入用銀預り 一件帳 1袋	—	—	「泉涌寺御再建諸堂舎御入用 銀請私御用記」(別1679-1)
—	—	②41	大宮万次手紙請取押切帳入 1 袋	—	—	
—	—	②57	大宮万次証文願書入 1封	—	—	
—	—	②43	御用所土藏目録 1袋	—	—	弘化5年3月改 (③)
—	—	②44	荒木謙御預り御取米代銀利息毎 暮年番へ被相渡約定一札	—	—	
—	—	②45	桔梗屋作右衛門沽券証文 1通	—	—	
—	—	②46	御用所土藏鍵 2つ	—	—	
—	—	②47	大坂惣名代 浅田新四郎印鑑 1枚	—	—	
—	—	②48	御証文之写添書并道中割付帳共 大津宿役人書付 外ニ道中往来先触款實帳表紙共 1通	—	—	
—	—	②51	飛脚越後屋孫右衛門断書一冊 1通	—	—	
—	—	②52	後藤印鑑入 1通	—	—	
—	—	②53	引替方要用書 1袋	—	—	
—	—	②54	奥田家實御為替証文 并引当沽 券状志通 1封	—	—	

①弘化2年番引渡	②弘化5年1月年番引渡	③弘化5年3月土蔵	三井文庫
—	②58 大坂御用所 消合金并貸滞取建 出入帳 (大坂表立会の筋帳面返却)	—	
—	②59 竹山彦左衛門殿 御用方見習隨 諸書類并是迄御取調手續書抜之 見 1綴	—	
—	②55 糺裏御所御用御預金御利息上納 通 1袋	③28	
—	②42 沓朱坪 60枚 ★	③11 沓朱銀坪 60枚	
—	②50 勢田橋御手当金利息上納通人 1袋	③15	
—	②37 御献上呉服物代金後藤請取書高 村儀兵衛印鑑 2枚	③18 御献上物代請取 印鑑後藤并高 村儀兵衛 2枚	
—	②56 御救米掛 刺線上納一件留并押 切巻枚共入 1袋	③19	嘉永4「御救米懸り刺線上納 一件」(統1873)
—	②39	③30 御用提灯御尋一件 1袋	
—	—	③1 元文時代 御用記 2冊	
—	—	③16 御用記 6冊 58、59、62~65	
—	—	③3 江戸状留帳 26冊	
—	—	③4 大坂状留帳 9冊	
—	—	③8 古届状帳 17冊	
—	—	③9 勘定目録 39冊 文政12~天保10	

御為替三井組の御関係帳簿類について (3) (村)

—	—	—	—	—	③10	江戸御銀配分帳・引替諸入用帳面・御地所諸入用帳 当時不用巻縛	
—	—	—	—	—	③12	嘉永五子年暮任舞 江戸御用所年々勘定目録写	文久3(統1867-12-1)
—	—	—	—	—	③20	京大津御代官御為替金一件 1袋	
—	—	—	—	—	③21	文久二戌・同亥 御地料取立差引目録・御用方諸入用帳・引替方諸入用帳・差引簿書・御買地諸入用帳 2袋	統1895-1-1~5
—	—	—	—	—	③25	摂河州米御払下一件 1袋	
—	—	—	—	—	③26	西御公事方御預り金控 1袋 并御利息上納通 1袋	「西御公事方御預り金控」(統1869-2)
—	—	—	—	—	③29	嘉永七寅年四月 御所御炎上御遣宮掛り御役入方御登京動方一件 1冊	
—	—	—	—	—	③31	文箱 3つ	
—	—	—	—	—	③33	届帳 1冊	

注1：①「御用方年番引渡御替町目録書」(統2462-1)・②「御用方年番引渡御替町目録書」(統2462-4)・③「弘化五申年三月改島田小野立合土蔵中日録」(統2462-6)より作成。

注2：★は、弘化5年2月に御用所土蔵へしまったと朱書されているもの。

その内容を記した。これにより、当該期の両替町の御用所に保管されていた記録類のおおよそがわかるとみてよいだろう。

これを見てみると、単位が多くの場合で「袋」「~~メ~~」などで、冊数の増減などが追えない場合も多いが、年代や通し番号がわかる記録で、古いものがみえなくなっている例があり、おそらく一定期間保管された後に廃棄されたものと思われる。

引継リストと土蔵の双方にみえる記録もあるが、後に移された場合、もしくは新旧で保管場所が異なる場合もあったであろう。②の三条目・四条目には、朱書で、「右〇印三弘化五年二月御用所土蔵へ仕舞置、年番嶋田御印鑑御切手者御用箆筒二有」とあって、土蔵に保管する分と、従来どおり御用箆筒に収納しておく記録を分けたことが知られる。弘化五年一月にも一度、少数の記録が土蔵に収められたらしい。⁽¹⁰⁾御用箆筒にとどめられたのは、おそらく現用とみなされた帳簿類だったのでだろうが、土蔵への移動は少しずつ行われたようである。

一部が三井文庫に現存していることが確認できるが、この表からは規則性はよみとれず、伝来経緯は不明である。

また、江戸の十人組の御用所は本両替町にあり、安政二年（一八五五）ごろに類焼しており、⁽¹¹⁾その後の普請に関連して弘化三年（一八四六）の図面が残されている。⁽¹²⁾二階建てで部屋は一〇以上あり、やはり土蔵が付属している。嘉永期の江戸御用所の勘定目録には「御用所地代」二二両三分が記されている。⁽¹³⁾ここに納められていた史料については、本稿の第一章で見たものの他は、残念ながら明らかではない。

なお、詳細は不明であるが、十人組や三井組全体のなかでの年番が預かる史料も存在したようである。たとえば、元禄から天明七年（一七八七）まで、御為替各組の当主・名代の申し合わせ事項を年代順に写した「定書」（別一八七五―一）をみると、享保七年（一七二二）、三井組・十人組・上田組の申し合わせに、「此帳面並御裁許帳、箱二入、向後年

番ニ預之、御訴訟ニ罷出候前後二年番之方江立会、評儀之上、何連茂同心仕候ハ、拵置候御裁許帳ニ得心之印形仕、其上ニ而可願上候、尤願之書付・御裁許之次第、右帳面ニ留置可申事」とあって、「此帳面ニ「御裁許帳」があり、全体の年番が箱で預かることになっていることがわかる。なおこの史料は写しであって現物ではない。

- (1) 前掲はじめに注(11)参照。以下、本稿で利用する帳簿管理用の台帳の特徴については、これらで既に簡単な紹介がなされているので、あわせて参照されたい。
- (2) 現行の近世史料の呼称とは異なっている。「長帳」がいわゆる横帳を、「横帳」が縦帳を、「小帳」が横半帳を指す。
- (3) 宮本又次「近世京都における小野一族経営の諸相」同編『史的研究 金融機構と商業経営』清文堂、一九六七、八〇頁(のち同『小野組の研究』第一巻、二九七頁)。
- (4) 「安政六年己未正月大阪御用方諸入用金銀目録」続六四二七―一。
- (5) 「文久三亥年江戸惣勘定目録」続一八六七―二二一。
- (6) 「御用所普請一件并御用所有物控帳式冊」続一八六七。
- (7) 「奥田重右衛門外五名連状」(藤井藤兵衛外七名宛) 文久二年、続二〇八一―。
- (8) 宮本又次「恵比寿屋島田八郎左衛門家の経営と家訓」同編『史的研究 金融機構と商業経営』清文堂、一九六七、一七〇頁。
- (9) 「従西御公事方御貸地之儀御尋ニ付差上候書面」(続一八六三―二)、慶応二年「規定書」(続一九一四―三)。
- (10) 「弘化五戊申年正月改御用所へ仕舞置候分目録」続一九二二―二一。
- (11) 「竹川彦太郎等書状」(小野善助等宛、年賀、火事見舞并江戸御用所類焼ノ件) 続一九二一―一六。
- (12) 「弘化三丙午年江戸御用所絵図面」続一八六七―一一一。
- (13) 嘉永三年「江戸御用所勘定明細書」続一九一〇―一五。

おわりに

以上、①十人組が作成し、三井に残された帳簿、②三井・十人組が作成したことがわかるが、現存していない記録の二点から、御為替御用の記録について補足的な検討を行った。

京両替店の史料は、天明八年（一七八八）の大火以降の永久保存指定史料はほぼ現存しているが、もっとも主要とみられる「御用留」三シリーズのみは抹消されていた。

大坂両替店の史料は、非常に残りがよく、近世に永久保存指定されたものはおおむね現存している。

江戸両替店の史料は、御用の経緯に関するものの写しや御用留のごく一部を除き、ほとんど現存しておらず、また京・大坂で作成されていたような、基本台帳となる実務上の帳簿と思しいものがみられない。

十人組の史料については、体系立てて論じるには至らなかったが、京・大坂・江戸に御用所があり、京・大坂の御用所に収められた記録の一覧が残っていた。

最後に、論点と課題を記して結びとしたい。

一つは、諸記録の実務上の配置、保存空間、利用のあり方と関連文書作成の相関の問題である。⁽¹⁾三井の京本店については前述の鶴岡の詳しい仕事があり、本稿では、京・大坂の十人組御用所についてはわずかに検討を行ったが、三井両替店一巻の記録についても検討を行う必要がある。実務上の配置では、例えば、西京両替店の勤務者に対する聞き取りからは、「後鑑」と呼ぶ記録が、店内の「格子のところ」に置かれて、日常的に筆録されていたことが記されている。⁽²⁾また、保存空間については、例えば同じ京両替店の勤務者の聞き取りでは「押入れ」「廊下の蔵」「二階奥の蔵」などに

収納してあったことが述べられていたり、明治四年(一八七二)の大阪両替店「諸帳面并諸道具之控帳」をみると、空間について上土蔵「下之部」・二階之分・「上土蔵」下之部・戌亥蔵之部・西蔵之部「納屋物」・座敷有之部・勘定場之部・台所之部・付落之部、との分類があつて、このうち戌亥蔵之部に、古帳入「古」長持・古帳入「古」箆笥・古帳入長持二つ、勘定場之部に、箆笥二つがある。後者には「押切帳」などの名がみえ、現用記録が収納されていたと思われる。こうした事例を合わせて、史料を形態や機能のみでなく、利用・保存される空間や場面と合わせ、動態的に把握していく必要がある。

一つは、幕末の御為替御用の記録についてである。御為替御用に関する記録は、幕府の財政の一端をうかがうことができ貴重であることは再三述べてきたが、特に幕末については、三井においても様々な御用が増えており、さらに周知のように政局の中心が京都に移動し、様々な活動が展開されており、こうした幕末政治史と関連づけて議論することで、大きな成果を挙げられる可能性があるであろう。また、本稿の限られた検討の範囲でも、京両替店における主要な御用留三シリーズのみが失われていることがうかがえた。維新期の動乱に際し、三井がいちはやく維新政府と関係をむすんだことはつとに知られるところであるが、旧来の幕府との関係に関する記録類は、どのように管理されることになったのか。引き続き解明につとめたい。

- (1) 史料管理学(史)と近世古文書学を結びつけて論じる必要が説かれ、「史料空間論」として、幕府文書などについて議論が提出されている。高木俊輔・渡辺浩一編著『日本近世史料学研究―史料空間論への旅立ち』北海道大学図書刊行会、二〇〇〇、など。

- (2) 樋口知子「史料紹介 京都・大坂三井両替店等勤仕者等談話要領」『三井文庫論叢』二八、一九九四、一一九頁。なお、

京両替店の「後鑑」は、明治五年（一八七二）・同六年のものしか現存していない（別二六三四・別二六三五）。

（3） 前掲樋口史料紹介、二二〇頁。

（4） 統一八二―四。佃伊平次（印あり）↓御懸り清水覚治郎・立会加藤清右衛門。「右之通此度交代ニ付慥ニ請取申候」とあり、引継ぎの際の引渡しリストであり、網羅性という点で価値が高いと思われる。一つ書の肩には、朱書で異なる場所が付記される。請取・引き渡し時の場所を示すものかもしれない。

（5） 『三井事業史』本篇一、第八章第六節。